

対象経費

令和3年6月18日（金）から申請日までの間に購入、設置、支払が完了した備品

具 体 例	①飛沫感染予防対策	アクリル板、防護スクリーン ※アクリル板の自作、ビニールカーテンは対象外
	②接触感染予防対策	非接触体温計、サーモカメラ、非接触ソープディスペンサー、足踏み式消毒液スタンド、非接触消毒液ディスペンサー、非接触オーダーシステム、自動水栓
	③換気による感染予防対策	空気清浄機(※)、サーキュレーター、扇風機(※)、換気扇、CO2センサー(※)、換気機能付エアコン(※換気機能付きかつ給気式を備えているもの)、加湿器(※)、網戸(張り替えも対象)※性能等の基準又は条件あり
	④その他	上記購入備品の導入・設置に伴う送料、設置費も対象

申請要件

- ①業種別ガイドラインに基づく感染防止対策を実施していること。
- ②事務局の制作したeラーニング（紙冊子での受講も可能）を事前に受講し、感染防止対策に係る計画を策定すること。
- ③事務局が行う現地確認調査に応じること。
- ④補助対象として申請した備品等に関して、国、市町村等が実施する他の補助金等を申請・受給していないこと。
- ⑤飲食事業者においては、飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を受けていること。

申請方法等



- ①事務局ホームページ又はQRコードからeラーニングを受講し、修了証を受領
- ②申請書の様式を用いて感染防止対策に係る計画を策定
- ③申請書を郵送(簡易書留等)にて送付

eラーニング
QRコード



〒060-8791 飲食事業者等感染防止対策補助金事務局
(※住所の記載は不要)

※簡易書留やレターパックなど申請者が郵便物の追跡かつ配達時に受取確認ができるもので郵送してください。

※郵便料金不足のものについては、受付できませんので返却となります。

※申請書類等は以下の事務局ホームページよりダウンロードすることが可能です。 <https://elearning.hokkaido.jp/>

【お問合せ先】 飲食事業者等感染防止対策補助金事務局

011-330-8299 (コールセンター)

対応時間 午前8時45分から午後5時30分まで ※平日のみ



北海道

※本事業は、北海道の補助事業により「飲食事業者等感染防止対策支援事業費補助金」実施コンソーシアムが事務局となり、実施するものです。